

議案第34号

備前市立公民館設置条例及び備前市リフレクターびぜん設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市立公民館設置条例及び備前市リフレクターびぜん設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日

備前市長 吉村 武司

備前市条例第 号

備前市立公民館設置条例及び備前市リフレクターびぜん設置条例の一部を改正する条例

(備前市立公民館設置条例の一部改正)

第1条 備前市立公民館設置条例(平成17年備前市条例第102号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表備前市立伊部公民館の項中「1776番地1」を「2264番地2」に改め、同表備前市立日生西公民館の項を削る。

第2条の3第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、備前市立伊部公民館の休館日については、備前市リフレクターびぜん設置条例(平成17年備前市条例第172号)第7条の規定を準用する。

別表備前市立伊部公民館の部を次のように改める。

備前市立伊部公民館	備前市リフレクターびぜん設置条例別表の規定を準用する。
-----------	-----------------------------

別表備前市立日生西公民館の部を削る。

(備前市リフレクターびぜん設置条例の一部改正)

第2条 備前市リフレクターびぜん設置条例(平成17年備前市条例第172号)の一部を次のよう

に改正する。

第6条中「(日曜日は午後5時まで)」を削る。

第7条を次のように改める。

(休館日)

第7条 リフレセンターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及びその年度においてあらかじめ市長が定める日とする。

第19条中「リフレセンター職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第13条、第15条関係)

区分		1時間当たり 基本使用料	1時間当たり 冷暖房使用料
会議室	全室	330円	250円
	半室	170円	130円
教養文化室	全室	330円	250円
	半室	170円	130円
相談室		170円	130円
実習室		220円	250円
体育室	スポーツ以外全面使用	1,150円	1,250円
	スポーツ全面使用	420円	1,250円
	スポーツ半面使用(バドミントンほか)	290円	1,250円
	卓球(1台につき)	150円	1,250円
	照明(1列3灯につき)	1時間当たり110円	—

備考

- 1 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は営利、営業宣伝その他これに類する目的で使用するときは、基本使用料の10分の5に相当する額を加算する(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)。ただし、教育又は文化の振興のために使用するものについては、この限りでない。
- 2 時間を計算する場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは、切り捨てる。
- 3 午前9時以前又は午後9時以後の使用については、その使用する時間1時間につき、会議室(全室)及び教養文化室(全室)にあつては500円、会議室(半室)及び教養文化室(半室)並びに相談室にあつては250円、実習室にあつては310円、体育室にあつては1,880円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の備前市リフレクターびぜん設置条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第34号参考資料
備前市立公民館設置条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行																										
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地区公民館</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 地区公民館</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)</td> <td>備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)</td> </tr> <tr> <td>備前市立伊部公民館</td> <td>備前市伊部264番地2</td> </tr> <tr> <td>備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)</td> <td>備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)</td> </tr> <tr> <td>備前市立三石公民館 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備前市立日生東公民館 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)	備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)	備前市立伊部公民館	備前市伊部264番地2	備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)	備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)	備前市立三石公民館 (略)	(略)	備前市立日生東公民館 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)</td> <td>備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)</td> </tr> <tr> <td>備前市立伊部公民館</td> <td>備前市伊部1776番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)</td> <td>備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)</td> </tr> <tr> <td>備前市立三石公民館 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>備前市立日生西公民館</td> <td>備前市日生町日生630番地1</td> </tr> <tr> <td>備前市立日生東公民館 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)	備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)	備前市立伊部公民館	備前市伊部1776番地1	備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)	備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)	備前市立三石公民館 (略)	(略)	備前市立日生西公民館	備前市日生町日生630番地1	備前市立日生東公民館 (略)	(略)
名称	位置																										
備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)	備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)																										
備前市立伊部公民館	備前市伊部264番地2																										
備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)	備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)																										
備前市立三石公民館 (略)	(略)																										
備前市立日生東公民館 (略)	(略)																										
名称	位置																										
備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)	備前市立西鶴山公民館・備前市立香登公民館 (略)																										
備前市立伊部公民館	備前市伊部1776番地1																										
備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)	備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)																										
備前市立三石公民館 (略)	(略)																										
備前市立日生西公民館	備前市日生町日生630番地1																										
備前市立日生東公民館 (略)	(略)																										
<p>(休館日)</p> <p>第2条の3 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、備前市立伊部公民館の休館日については、<u>備前市リフレセンター設置条例(平成17年備前市条例第172号)第7条の規定を準用する。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第2条の3 (略)</p>																										

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

別表(第8条関係)

名称	区分	1時間当たり基本 使用料	1時間当たり冷暖 房使用料
備前市立中央公民館～備前市立香登公民館 (略)			
備前市立伊部公民館	備前市リフレセンターびぜん設置条例(平成17年備前市条例第172号)別表の規定を準用する。		
民館			
備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)			
備前市立三石公民館			
民館			

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

別表(第8条関係)

名称	区分	1時間当たり基本 使用料	1時間当たり冷暖 房使用料
備前市立中央公民館～備前市立香登公民館 (略)			
備前市立伊部公民館	玄関ホール	620円	310円
民館	1階 調理室	410円	200円
	1階 会議室	410円	200円
	1階 研修室(和室)	200円	100円
	1階 小研修室	200円	100円
	2階 大講座室	620円	310円
	2階 研修室	200円	100円
備前市立片上公民館～備前市立東鶴山公民館 (略)			
備前市立三石公民館			
民館			
備前市立日生西公民館	ホール	620円	
公民館	1階 陶芸教室	410円	
	1階 調理室	410円	
	1階 談話室	200円	

		2階 講座室	410円
		2階 和室	410円
備前市立日生東 公民館	(略)	備前市立日生南公民館～備前市立和意谷公民館 (略)	

備前市リフレセンターびげん設置条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(開館時間)</p> <p>第6条 リフレセンターの開館時間は、午前9時から午後9時まで _____とす。ただし、市長は、必要があると認めるときは、 これを変更することができる。 (休館日)</p> <p>第7条 リフレセンターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日まで及び その年度においてあらかじめ市長が定める日とする。</p> <p>(職員の立入り等)</p> <p>第19条 使用者は、当該使用中の場所に職員</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第6条 リフレセンターの開館時間は、午前9時から午後9時まで(日曜日 は午後5時まで)とす。ただし、市長は、必要があると認めるときは、 これを変更することができる。 (休館日)</p> <p>第7条 リフレセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長に おいて特に必要があると認めるときは、休館日においても開館するこ とができる。</p> <p>(1) 毎週火曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 の翌日。ただし、この日が火曜日に当たるときは、その翌日</p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日</p> <p>(職員の立入り等)</p> <p>第19条 使用者は、当該使用中の場所にリフレセンター職員(以下「職員」</p>

が職務執行のため立ち入るときは、これを拒むことができ
 ない。

別表(第13条、第15条関係)

区分	1時間当たり 基本使用料	1時間当たり 冷暖房使用料
会議室	全室	330円
	半室	170円
教養文化室	全室	330円
	半室	170円
相談室	170円	130円
実習室	220円	250円
体育室	スポーツ以外全面使用	1,150円
	スポーツ全面使用	420円
	スポーツ半面使用(バドミントン(ほか))	290円
卓球(1台につき)	150円	1,250円
照明(1列3灯につき)	1時間当たり110円	＝

という。)が職務執行のため立ち入るときは、これを拒むことができ
 ない。

別表(第13条、第15条関係)

区分	基本使用料			1時間当たり 冷暖房使用料
	9時～12時	12時～17時	17時～21時	
会議室	全室	1,000円	1,500円	250円
	半室	500円	750円	130円
教養文化室	全室	1,000円	1,500円	250円
	半室	500円	750円	130円
相談室	500円	750円	750円	130円
実習室	620円	1,000円	1,000円	250円
体育室	スポーツ以外(全面使用)	3,770円	5,020円	1,250円
	卓球(1台につき)	1時間当たり130円	1時間当たり190円	1,250円
バドミントン(ほか(半面使用))	1時間当たり250円			1,250円
			1時間当たり380円	
その他のスポーツ(全面使用)	1時間当たり380円			1,250円
			1時間当たり500円	

<p>照明（1列3灯1時間当たり110円につき）</p>		<p>＝</p>
<p>備考</p> <p>1 使用時間が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は営業、営業宣伝その他これに類する目的で使用するとき、基本使用料の10分の5に相当する額を加算する（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）。ただし、教育又は文化の振興のために使用するものについては、この限りでない。</p> <p>2 時間を計算する場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは、切り捨てる。</p> <p>3 午前9時以前又は午後9時以後の使用については、その使用する時間1時間につき、会議室（全室）及び教養文化室（全室）にあつては500円、会議室（半室）及び教養文化室（半室）並びに相談室にあつては250円、実習室にあつては310円、体育室にあつては1,880円とする。</p>	<p>備考</p> <p>1 使用時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。</p> <p>2 使用者が入場料若しくはこれに類するものを徴収するとき又は営業、営業宣伝その他これに類する目的で使用するとき、基本使用料の2倍に相当する額を加算する。</p> <p>3 この表に定める使用時間区分以外の時間における使用に係る使用料は、それぞれ1時間当たり、会議室及び教養文化室の全室については500円、会議室及び教養文化室の半室並びに相談室については250円、実習室については310円、体育室については1,880円とする。</p>	